

役員報酬等に関する地方独立行政法人法の関係規定

(役員の報酬等)

第 4 8 条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第 5 6 条第 1 項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第 2 6 条第 2 項第 3 号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第 4 9 条 設立団体の長は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第 5 6 条 第 4 8 条及び第 4 9 条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第 4 8 条第 3 項中「実績及び認可中期計画の第 2 6 条第 2 項第 3 号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。